

入院時食事療養について

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養費（Ⅰ）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。

入院時食事療養に関する特別管理による食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時（夕食については午後6時以降）適温にて提供しております。

・入院時食事療養費の標準負担額（1食につき）

一般（70歳未満）	70歳以上の高齢者	標準負担額（1食当たり）	
上位所得者 （限度額区分 A）	現役並み	510円	
一般 （限度額区分 B）	一般		
	指定難病患者の場合	300円	
低所得者 （限度額区分 C）	低所得Ⅱ	90日目までの入院	240円
		91日目以降の入院（長期該当者）	190円
該当なし	低所得者Ⅰ （老齢福祉年金受給権者）	110円	

・療養病床に入院したときの食事代・居住費

区分		食事代 （1食あたり）	居住費 （1日あたり）
住民税課税世帯	入院時生活療養Ⅰ	510円	370円
住民税非課税世帯	低所得Ⅱ	240円	
	入院の必要性の高い場合かつ 90日を超える入院の場合	190円	
	低所得Ⅰ（世帯主及び国保加入者全員が所得0円 （年金を受給している方は年金収入80万円140円以下）の世帯に属する70歳以上の方）	140円	